

2023年10月23日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
事務局長 末吉孝徳 殿

## 「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」変更に関する要求書

東京南部労働者組合

執行委員長 河野通彦  
東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会  
組合員 松浦 聡

第16回団体交渉（2022年9月9日）と第17回団体交渉（2023年1月17日）において、現行の「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」（以下、規定という。）を議題として交渉が行われましたが、ハラスメントの定義（第2条）と相談体制等の整備（第5条・第6条・第7条）を除き、一部労使で合意した下記の条項の変更について、いまだ変更が行われておりません。

早急に規定変更を行うこと（例えば、2024年の三六協定締結に併せて行う）を要求します。

### 記

第16回団体交渉（2022年9月9日）に基づき、規定第3条の2の（4）及び（5）について、以下の様に変更すること。

- （4）業務上、明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害などの過大な要求
- （5）業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えないなどの過小な要求

以上